地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長　（印章）
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一、第七十七の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一及び第七十七の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	
（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）